

兵庫県内の「実施機関の方」へ

姫路市産後ケア事業は兵庫県集合契約に参加しています。姫路市における利用方法について、ご確認をお願いします。

予約時

□申請の確認をお願いします

産後ケア事業は申請日から利用できます。

ケア提供前に、利用者が申請されているかどうか確認をお願いします。

利用を希望される方が申請していない場合は、利用までに申請をご案内ください。

【申請方法】 姫路市産後ケア事業ホームページ内の「利用申請フォーム」から電子申請 もしくは、
担当の保健センター窓口で申請できます

□産後ケア事業対象外のサービスやオプションサービス等、別途必要経費のある場合は、 予約時にご説明をお願いします

□利用者の情報提供書(依頼書)が必要な場合は、「みらいえ」までお知らせください

R8 年度 4 月より、連絡があった場合のみ情報提供書を送付します。

ケア提供時について

□利用時は、利用券をご確認ください

利用券は申請から 2 週間ほどで申請者の自宅に郵送で届きます。

※利用日までに利用券が届かない場合は、後日に利用券の提出をいただくなど、
利用券の取扱い等については、各実施機関と利用者とでご相談をお願いします。

□利用報告書(利用券裏面)の以下の項目は、原則、利用者が記入する対応をお願いします

・利用日時 ・サービスの型(□通所□訪問のチェック項目)

□ケア後、必要分の利用券及び、利用料を徴収ください

利用料は利用券の額面どおり徴収してください

(1) 宿泊型利用券 1 日券 1 枚で、1 日分が利用できます

例：2 泊 3 日利用の場合は、利用券 3 枚と、5,000 円×3 枚=15,000 円を徴収

(2) 通所・訪問型利用券 1 時間券 1 枚で、1 時間分利用できます

例：通所型を 2 時間利用の場合は、利用券 2 枚と、500 円×2 枚=1000 円を徴収

□母子健康手帳の産後ケア事業記載欄にご記入ください

請求について

□利用報告書(利用券裏面)にご記入ください

利用券裏面の利用報告書にご記入いただき、月毎に請求書と一緒に姫路市にご提出ください。

※報告書の記載方法は別紙参照ください。請求書は姫路市ホームページよりダウンロード可能です。

□姫路市に委託料請求に必要な書類を送付ください

□利用報告書(利用券裏面)

□請求書※

□実施集計表※

□要支援加算該当者の利用状況報告書(該当のみ)

□相手方登録書(姫路市へ初めて請求される実施機関)※

※姫路市ホームページからダウンロードできます

利用の翌月10日までに
郵送にて送付ください(必着)



姫路市産後ケア事業については
当市のホームページを参照ください。



【産後ケア事業の問い合わせ】
姫路市こどもの未来健康支援センター「みらいえ」
電話(079)263-7863